

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	柴刈地域 (三角、恵利、朝帰、三本木、早田、柳瀬、竹松、大窪、平木、鹿刈、筒井、浜崎、塩足、片ノ瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の高齢化が最も進んでいる地区であるため、今後、遊休農地の発生が懸念されることから、新規就農者を確保・育成しつつ、地区外からの耕作者の誘致を行っている。 地域の中心的な担い手が少ないため、農地の集積、集約が課題であり、露地野菜等を耕作する地区外の担い手を誘致していく必要がある。 【地域の基礎的データ】 農業者：534人 団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体 主な作物：水稲・麦、植木、花木、野菜、果樹苗類</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域の特産物である水稲・麦について、生産の効率化を図るために農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図ることを目的に、コンバイン・トラクター等の農業用機械のDX化を進める。 地域外から、特に北野地域からの農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	347.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	347.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
---

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。また、当地区においては、遊休農地の発生が皆無な地域であるため、担い手の確保を優先しつつも、規模拡大による集積、集約を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どの農地は基盤整備が完了している農地である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。地域農業に適した作物の栽培技術を先輩から受け継ぐ。 特にリタイヤ後の新規就農者(50歳以上)の相談対応を注視し、農地の適正管理に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

④地区内で(植木類)が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。  
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、共同出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。